○国土交通省令第五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条第一項、第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十一条の三及び第九十四条の十、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第三項（同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項（同法第三十五条第六項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車点検基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車点検基準等の一部を改正する省令

（自動車点検基準の一部改正）

第一条　自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第３（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期	３　月　ご　と	12　月　ご　と（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
車枠及び車体	１　非常口の扉の機能 ２　緩み及び損傷 （※３）３　スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷 （※３）４　スペアタイヤの取付状態 （※３）５　ツールボックスの取付部の緩み及び損傷	
（略）	（略）	（略）

（注）　（略）

別表第４（被牽引自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所＼点検時期	３　月　ご　と	12　月　ご　と（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
車枠及び車体	１　緩み及び損傷 （※２）２　スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷	

改正前

別表第３（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所＼点検時期	３　月　ご　と	12　月　ご　と（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
車枠及び車体	１　非常口の扉の機能 ２　緩み及び損傷	
（略）	（略）	（略）

（注）　（略）

別表第４（被牽引自動車の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所＼点検時期	３　月　ご　と	12　月　ご　と（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）	（略）	（略）
車枠及び車体	緩み及び損傷	